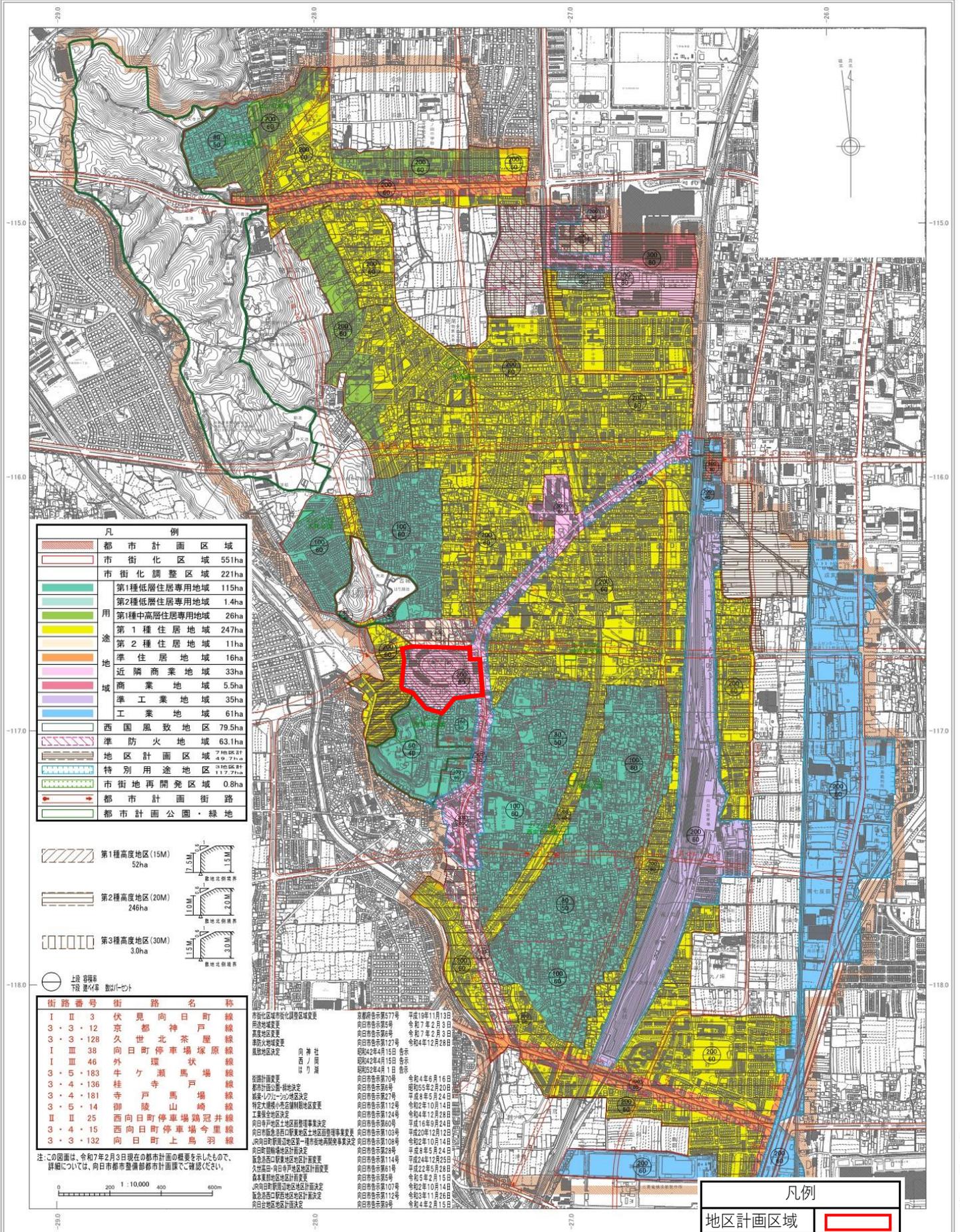


向日市都市計画図

令和七年五月調製



凡 例	
	都市計画区域
	市街化区域 551ha
	市街化調整区域 221ha
	第1種低層住居専用地域 115ha
	第2種低層住居専用地域 1.4ha
	第1種中高層住居専用地域 26ha
	第1種住居地域 247ha
	第2種住居地域 11ha
	準住居地域 16ha
	近隣商業地域 33ha
	商業地域 5.5ha
	準工業地域 35ha
	工業地域 61ha
	西国風致地区 79.5ha
	準防火地域 63.1ha
	地区計画区域 7,495.81 4,977.14
	特別用途地区 3,206.61 117.71
	市街地再開発区域 0.8ha
	都市計画街路
	都市計画公園・緑地

	第1種高度地区(15M) 52ha	
	第2種高度地区(20M) 246ha	
	第3種高度地区(30M) 3.0ha	

街路番号	街路名称
I 3	伏見向日町線
3・3・12	京都神戸線
3・3・129	久世北茶屋線
I III 38	向日町停車場塚原線
I III 46	外環状馬場線
3・5・183	牛ヶ瀬馬場線
3・4・136	桂寺馬場線
3・4・181	寺戸馬場線
3・5・14	御陵山崎線
II 25	西向日町停車場冠今線
3・4・15	西向日町停車場今里線
3・3・132	向日町上鳥羽線

注:この図面は、令和7年2月3日現在の都市計画の概要を示したもので、詳細については、向日市都市整備部都市計画課でご確認ください。

都市計画決定	向日市告示	平成	令和
向日市告示第577号	平成19年11月3日		
向日市告示第578号	平成17年2月3日		
向日市告示第579号	平成17年2月3日		
向日市告示第127号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第128号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第129号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第130号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第131号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第132号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第133号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第134号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第135号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第136号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第137号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第138号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第139号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第140号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第141号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第142号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第143号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第144号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第145号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第146号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第147号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第148号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第149号	令和4年12月28日		令和4年12月28日
向日市告示第150号	令和4年12月28日		令和4年12月28日

凡例	
	地区計画区域

この図面は、向日市都市計画図1:2500を、縮小編集したものである。

株式会社ハスコ調製

向日市

京都都市計画  
向日町競輪場地区地区計画の変更 計画図  
S = 1 : 2,500



都市計画道路伏見向日町線

府道柚原向日線中心界

地番界

都市計画道路御陵山崎線  
府道西京高槻線中心界

道路中心界

凡 例

地区計画区域及び地区整備計画区域	
建築物の壁面の位置の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路御陵山崎線</li> <li>都市計画道路伏見向日町線</li> <li>向日市道2107・2139号線から5m</li> </ul> 
地区施設の配置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>広場（緑地・遊歩道を含む）約5,000㎡</li> <li>ただし、広場は、駐輪場等の構造物の面積を除く。</li> </ul> 

京都都市計画地区計画の変更（案）（向日市決定）

都市計向日町競輪場地区地区計画を次のように変更する。

名 称		向日町競輪場地区地区計画
位 置		向日市寺戸町西ノ段・天狗塚の各一部
面 積		約5.7ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、本市のほぼ中央部に位置し、昭和25年から競輪場が立地している。 この地区を市民に親しまれた文化・スポーツ・レクリエーション活動の場として有効利用を図るとともに、周辺の住居環境の調和を図る。
	土地利用の方針	競輪場施設の集約化を図り、オープンスペースや緑地、屋内スポーツ施設等を適切に配置することにより、周辺と調和した娯楽・レクリエーション地区を形成する。
	地区施設の整備方針	都市計画道路御陵山崎線・伏見向日町線を骨格とし、自動車の円滑な処理と、安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、南側の住宅の環境を確保するため、広場及び緑地等を設ける。
	建築物等の整備方針	向日市娯楽・レクリエーション地区建築条例に基づき建築物の誘導を行うとともに、良好な景観形成を図るため、緑化を重視し、壁面の位置の制限を行う。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	
	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限
	かき又はさくの構造の制限	
		広場（緑地・遊歩道含む） 約5,000㎡ ただし、広場は、駐輪場等の構造物の面積を除く
		建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に表示する壁面線を越えて建築してはならない。 ただし、市長が公共公益上必要な建築物でやむを得ないと認めたものについては除く。
		道路に面する側のかき又はさくの構造は生垣によるものとする。この場合、フェンス、高さ60cm以内のレンガ積み・石積及びこれに類するものの併設は妨げない。

「地区計画の区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図に示すとおり。」

理由 周辺の居住環境との調和を現行計画より促進するため、地区計画を変更する。

## 理 由 書 (案)

向日町競輪場地区は、「第3次向日市都市計画マスタープラン」において、周辺環境に配慮しながら多面的な施設の活用による娯楽・レクリエーション機能の充実を図る地区に位置付けています。

また、本地区を市民に親しまれた文化・スポーツ・レクリエーション活動の場として有効利用を図るとともに、周辺の住環境と調和を図ることを目的に、南側に広場（緑地）空間を配置した向日町競輪場地区地区計画を策定しています。

一方、本地区はこれまでから、広場（緑地）エリアに、飲食店が立地するとともに、外周にはコンクリート擁壁とトタン塀が設置された圧迫感のある外観となっており、周辺の居住環境と調和に課題が生じております。

今回、競輪施設とアリーナ施設を併設することに合わせて、西側・南側の市道拡幅や広場（緑地・遊歩道を含む）の再設定、さらに日常的に府民や市民が利用できるアプローチ広場など、スポーツ振興と文化発信機能を持つ新たな交流拠点の創出を機に、周辺の居住環境との調和を現行計画より促進するため、本地区計画を変更するものです。

京都都市計向日町競輪場地区地区計画の変更 新旧対照図・新旧対照表 (向日市決定) (案)

区域及び地区整備計画の区域を示す計画図

現行の計画図



凡 例		
地区計画区域及び地区整備計画区域		
建築物の壁面の位置の制限	都市計画街路御陵山崎線 都市計画街路伏見向日町線 向日市道 2107・2139号線から5m	
広場 (緑地)	約 4,600㎡	

変更計画図案



凡 例		
地区計画区域及び地区整備計画区域		
建築物の壁面の位置の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路御陵山崎線</li> <li>都市計画道路伏見向日町線</li> <li>向日市道2107・2139号線から5m</li> </ul>	
地区施設の配置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>広場 (緑地・遊歩道を含む) 約5,000㎡</li> <li>ただし、広場は、駐輪場等の建造物の面積を除く。</li> </ul>	

		現行の地区計画	変更案	
名称		向日町競輪場地区地区計画	同左 現行計画のとおり	
位置		向日市寺戸町西ノ段・天狗塚の各一部	同左 現行計画のとおり	
面積		約5.7ha	同左 現行計画のとおり	
区域の整備・開発保全の方針	地区計画の目標	当地区は、本市のほぼ中央部に位置し、昭和25年から競輪場が立地している。 この施設を市民に親しまれた文化・スポーツ・レクリエーション活動の場として有効利用を図るとともに、周辺の住居環境の調和を図る。	当地区は、本市のほぼ中央部に位置し、昭和25年から競輪場が立地している。 この地区を市民に親しまれた文化・スポーツ・レクリエーション活動の場として有効利用を図るとともに、周辺の住居環境の調和を図る。	
	土地利用の方針	競輪場施設の集約化を図り、オープンスペースや緑地等を適切に配置することにより、周辺と調和した娯楽・レクリエーション地区を形成する。	競輪場施設の集約化を図り、オープンスペースや緑地、屋内スポーツ施設等を適切に配置することにより、周辺と調和した娯楽・レクリエーション地区を形成する。	
	地区施設の整備方針	都市計画街路御陵山崎線・伏見向日町線を骨格とし、自動車の円滑な処理と、安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、南側の住宅の環境を確保するため、緑地を設ける。	都市計画道路御陵山崎線・伏見向日町線を骨格とし、自動車の円滑な処理と、安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、南側の住宅の環境を確保するため、広場及び緑地等を設ける。	
	建築物等の整備方針	向日市娯楽・レクリエーション地区建築条例に基づき建築物の誘導を行うとともに、良好な景観形成を図るため、緑化を重視し、壁面の位置の制限を行う。	同左 現行計画のとおり	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	広場（緑地） 1箇所 約4,600㎡	広場（緑地・遊歩道含む） 約5,000㎡ ただし、広場は、駐輪場等の構造物の面積を除く	
	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に表示する壁面線を越えて建築してはならない。 ただし、市長が公共公益上必要な建築物でやむを得ないと認められたものについては除く。	同左 現行計画のとおり
		かき又はさくの構造の制限	道路に面する側のかき又はさくの構造は生垣によるものとする。この場合、フェンス、高さ60cm以内のレンガ積み・石積及びこれに類するものの併設は妨げない。	同左 現行計画のとおり